

京都市上下水道局公文書取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第28号

京都市上下水道局公文書取扱規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

第1条中「京都市上下水道局」の右に「(以下「上下水道局」という。)」を加える。

第2条第1項第8号中「文書管理システム」の右に「又は総務課長が別に定める情報システム(以下これらを「文書管理システム等」という。)」を加え、同項第9号中「文書管理システム」を「文書管理システム等」に改め、同項第11号中「文書管理システム」を「文書管理システム等」に改め、「押印」の右に「(自署を含む。以下同じ。)」を加え、同項第12号中「部」を「部等」に改め、同項第13号ア中「文書管理システム」を「文書管理システム等」に改め、同号イ中「文書管理システム」を「文書管理システム等」に改め、「添付文書回議票」の右に「(これにより難しい場合は、これに準じる様式。以下同じ。)」を加える。

第3条第1項中「京都市上下水道局(以下「上下水道局」という。)」を「上下水道局」に改め、同条第6項及び第8項中「当該文書管理所属」を「文書管理所属」に改める。

第4条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、総務課長は、上下水道局における文書管理システムの利用の促進に努めなければならない。

第4条第2項中「における文書管理システムの利用」を「おいて意思決定又は供覧を行う場合については、電子決裁」に改める。

第5条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、文書管理責任者は、文書管理所属における文書管理システムの利用の促進に努めなければならない。

第5条第2項中「当該文書管理所属における文書管理システムの利用」を「文書管理所属において意思決定又は供覧を行う場合については、電子決裁」に改める。

第7条第1項第1号イ中「文書配付簿」を「文書配布簿」に改める。

第11条第1項第1号及び第2号中「文書配付簿」を「文書配布簿」に、「配付する」を

「配布する」に改め、同項第3号及び第4号中「配付する」を「配布する」に改め、同条第2項中「配付先」を「配布先」に、「配付する」を「配布する」に改め、同条第3項中「配付する」を「配布する」に改める。

第12条中「配付しなければならない」を「配布しなければならない」に、「配付する」を「配布する」に改める。

第13条第3項中「配付」を「配布」に改め、同条第5項及び第6項中「文書管理システム」を「文書管理システム等」に改める。

第14条第1項第3号中「文書管理システム」を「文書管理システム等」に改める。

第16条第1項中「文書管理システム」を「文書管理システム等」に改め、同条第3項中「軽易な」を「軽易又は定例的な」に改める。

第17条第1項第5号中「処理」の右に「又は機密」を、「決定書案」の右に「を文書管理システムにより作成するとき」を加える。

第18条第1項第1号及び第2号、第19条第3項、第23条第1項、第3項、第4項第1号及び第2号、第24条第1項本文及び第2項、第25条第1項第1号並びに第26条中「文書管理システム」を「文書管理システム等」に改める。

第32条第3項第1号中「文書管理システム」を「文書管理システム等」に改め、同号に次のただし書きを加える。

ただし、これにより難しい場合は、これに準じる方法により処理をすることができる。

第32条第3項第2号中「文書管理システム」を「文書管理システム等」に改め、同号に次のただし書きを加える。

ただし、これにより難しい場合は、これに準じる方法により処理をすることができる。

第34条第1項各号列記以外の部分中「文書管理システム」を「文書管理システム等」に改める。

別表課長又はこれに準じる者の項中「課長補佐若しくは」を削り、「これら」を「これ」に改める。

第2号様式中「文書配付簿」を「文書配布簿」に改める。

第6号様式及び第7号様式中「課長補佐・係長」を「係長」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)